

飯塚市有害鳥獣被害防止対策事業費補助金交付要綱(令和6年飯塚市告示第93号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月6日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市有害鳥獣被害防止対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(実績報告)</p> <p>第6条 交付決定者は、侵入防止柵の設置完了日から30日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、飯塚市鳥獣被害防止資材購入事業費補助金については、第5号及び第6号の書類の提出を要しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>誓約書</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第6条 交付決定者は、侵入防止柵の設置完了日から30日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、飯塚市鳥獣被害防止資材購入事業費補助金については、第5号及び第6号の書類の提出を要しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>管理契約書</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p>

附 則

この告示は、告示の日から施行する。